

**（相続税増税により、納税者数が増加、対象資産に占める現預金のウエイトが拡大）**

2月11日の日経新聞は、2015年の相続税納付状況について報道している。

第一は、相続税額の控除額の縮小（基礎控除額の5000万円から3000万円への減額。法定相続人一人あたりの比例控除額の500万円から300万円への減額）に伴う課税対象者の拡大であり、国税庁によると、控除額の縮小で平成15年に相続税の課税対象となった人は約10万3000人と、前年に比べて83%増え、また、1人当たりの平均税額は1758万円と715万円減っているとしている。

第二は、控除額縮小の影響により、相続財産金額の種類にも大きな変化が生じていることである。2015年の日本全体の種類別の相続財産（金額ベース、控除前）をみると、土地が全体の38%で最も多いが、5年前に比して約10ポイント低下している。一方で現預金は約7ポイント上昇の30.7%になった（図表1）。これは、相続税が従来は、地主や経営者など富裕層が主な対象だったため、課税対象資産としては、土地が中心となっていたものが、平成15年1月から課税対象の拡大に伴い、資産額から差し引ける控除額が縮小され、大都市部を中心に、特に大企業に勤めていた土地を必ずしも多くは持たない高額所得者なども課税対象に加わっているためである。

また、日経新聞は、核家族世帯が増えた結果、「老人ホームなどに入居するために自宅や土地を売却して現預金にする人が目立つようになった」（辻・本郷税理士法人の伊藤健司税理士）との指摘を紹介し、相続税課税の対象に現預金が増えた背景には社会構造の変化もあると指摘している。

（図表1）相続税の課税対象財産の構成比（全国ベース：単位、%）

	土地	現預金	有価証券	家屋	その他
2010年	48.3	23.3	12.1	5.8	10.5
2015年	38.0	30.7	14.9	5.3	11.1

**（相続税増税と貸家建設）**

相続税増税の影響が相続税評価額を低める効果を持つ貸家建設に飛び火していることは周知の事実となっており、相続税増税がスタートした平成27年（暦年）の貸家建設戸数は408,961戸、対前年比12.9%増のあと、平成28年（暦年）も418,543戸対前年比2.3%増と増加が続いている（図表2）。

（図表2）新設貸家建設戸数

	新設貸家建設戸数（戸）	対前年増減率（%）
26年	362,192	1.7
27年	408,961	12.9
28年	418,543	2.3

### (相続税増税は土地の売却を促進するか)

さらに、相続税の支払い階層が広がると、国税当局が「延納によっても金銭で納付することが困難で、かつ、金銭で納付することが困難とする金額を限度とする」限りでしか物納を認めないこと、納税者側も、物納は、当該不動産等が市場価格では評価されず、あくまで、相続税評価額で評価されることから避けられる傾向があるため(図表3)、納税者側は相続税納税資金調達を行うために、相続土地等を含む土地の売却を増加させる蓋然性が高まる要因になると考えられるが、この事実はデータで検証できるだろうか。

(図表3) 最近の相続税の物納状況

	許可(申請)件数(件)	許可(申請)金額(億円)
23年度	317(364)	76(310)
24年度	205(209)	47(87)
25年度	132(167)	18(79)
26年度	88(120)	20(286)
27年度	69(130)	11(69)

(注) 1. ( ) は納税者の申請段階での件数、金額である。

2. 物納制度は平成18年4月1日に施行された相続税法改正以降、物納不適格財産(担保権設定不動産、権利帰属係争不動産、境界未確定不動産、共有不動産等)の明確化等が図られたことにより、それ以前に比べ大きく減少した。

そこで、まず、相続税納税が集中する東京国税局管内(千葉県、神奈川県、東京都、山梨県)の相続税の申告状況を見ると、相続税が増税された平成27年は平成26年に比べて相当増加したことが明らかである(図表4)。

(図表4) 東京国税局管内(千葉県、神奈川県、東京都、山梨県)相続税の申告状況

	平成26年分	平成27年分		全国に占める割合(平成27年)
			対前年比	
①被相続人数	249,140人	253,150人	101.6%	19.6%
②相続税の申告書の提出に係る被相続人数	18,608人	32,209人	173.1%	31.3%
③課税割合(②/①)	7.5	12.7	5.2ポイント	
④相続税の納税者である相続人数	44,114	73,046	165.6%	31.3%
⑤課税価格	43,853	51,723	117.9%	35.5%
⑥税額	6,514	7,615	116.9%	42.0%

(注)東京国税局ホームページ資料を引用。[http://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h28/sozoku\\_shinkoku/](http://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h28/sozoku_shinkoku/)を参照。

ではこれに対応して、相続財産の内、大きな割合を占める土地の売買による所有権移転登記件数は増えているだろうか。これを、相続税の課税対象者が最も多い東京都における法務省の「売買による所有権移転登記件数」で見ると、相続税増税が開始された平成 27 年には対前年比で 5.4%の増加がみられたが、28 年ではやや減少している。当然のことながら、土地売買の理由は多様であり、このデータのみから相続税増税の影響が、土地売買の移転登記件数に反映すると考えることはできない。

相続税の申告・納付は①相続事由発生後 10 か月以内が原則であり、相続の発生と一定のタイムラグがあること、②未分割財産の分割確定期限は相続税の申告・納付期限後さらに 3 年間（相続事由発生後から起算すると 3 年 10 カ月間）の猶予があること、③相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までに相続財産を譲渡すると、譲渡にかかる取得費に相続税額の対応金額が加算され、譲渡所得金額が軽減される優遇措置があること④将来の地価動向に対する期待により相続税の納税方策も変化し得ること等、相続発生時期と土地の売却時期との間には厳密な対応関係がないので、相続税の課税対象階層の拡大と土地売却の増加との関係については、現時点では検証できないのが実情である。このテーマについては、相続税増税が施行された平成 27 年 1 月以降の中長期的なデータを蓄積し、相続に伴う登記の有無、相続税の納税の状況、相続不動産における所有権の移転登記情報等を測地的に突合せて、平成 28 年 4 月に創設された相続に係る譲渡所得の 3000 万円の特別控除制度活用状況等を含めて、今後相続税増税の影響を丁寧に検証する必要があるだろう。

(図表 3) 売買による所有権移転登記件数 (東京都)

暦年	移転登記件数 (件)	対前年増減率 (%)
25 年	136,259	6.4
26 年	132,700	▲2.6
27 年	139,867	5.4
28 年 (~11 月まで)	124,740	▲3.0

(荒井 俊行)